

負担軽減の具体的方策を踏まえた 専門学校への対応

平成30年7月9日

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室 廣野 宏正

<従来からの教育機関としての専門学校の責任>

- ・在籍する学生に対する責任
- ・公共性を有する教育機関としての社会的責任

このため、各専門学校には、

- ・教育の質(教育内容や教育成果)保証・向上
- ・説明責任を果たすこと(積極的な情報提供)

が求められる。

<公費による支援の充実に伴う責任>

公共性の高まりから、「社会的責任」の水準は増す。

(学校の自主性、独自性だけでは済まされない責任)

今回は、消費税財源を活用して高等教育の負担軽減を行うという構想。

教育の質の向上の観点とを両立するため、

①支援対象者には、学習意欲と学習成果を求める。

(支援継続要件の設定)

②支援措置の対象となる機関には、

- ・社会のニーズや産業界のニーズを踏まえた実践的教育とのバランス(→要件1、2)
- ・厳格な成績管理(→要件3)
- ・情報開示(→要件3、4)

を求める。(機関要件の設定)

<機関要件への対応> 注:「報告」から読み取れる主なもの

①実務経験のある教員による授業科目の配置

- ・卒業に必要な授業時数の1割の授業時数(昼間課程の場合、800単位時間×修業年限×0.1)が積み上がるように授業科目を配置。
- ・必修科目か選択科目かは問わない。
- ・「実務経験のある教員による授業科目」の考え方は報告書記載の通り。例示のように、主に実践的教育から構成される授業科目を含むことも可。
- ・特例の適用には学校に説明責任が求められる。

どの科目が該当するかについては、授業計画(シラバス)等で明らかにする必要がある。

※具体的な仕組みについては、今後の制度設計を通じて決定。

＜機関要件への対応＞注:「報告」から読み取れる主なもの

②外部人材への理事への任命

- ・学校法人(準学校法人含む)の場合

理事に外部人材を複数名任命すること

- ・公立専門学校、学校法人立以外の私立専門学校

社会のニーズや産業界のニーズを踏まえた意見を学校運営に反映させられると認められる組織や体制に、複数の外部人材が参画していること

各大学等において、当該外部人材の理事に期待する役割や任命する理由を明確にする。

※具体的な仕組みについては、今後の制度設計を通じて決定。

＜機関要件への対応＞注:「報告」から読み取れる主なもの

③厳格な成績管理の実施・公表

- ・各授業科目における授業計画(シラバス)の作成・公表
- ・学習意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法による厳格かつ適正な評価、履修認定
- ・GPAなどの成績評価に係る客観的な指標の設定・公表、成績の分布状況の把握をはじめ適切な実施
- ・卒業の認定に関する方針・基準の策定・公表・実施

上記を通じて把握した学生の学修成果や各大学等の教育成果の状況については、積極的に公表していくことが必要。

＜支援対象者との関係で学内ルールの明確化、整備が必要な事項＞

- ・退学・停学その他の処分の基準
- ・修業年限で卒業できないことの確定基準(進級要件の明確化等)
- ・年間に履修すべき授業時数の設定と、学生が履修した授業時数の把握
- ・成績評価の客観的指標の設定と、適用基準
- ・年間出席状況の把握など学習意欲の判断基準
- ・2年制以下の場合は、年度途中における学習状況の確認方法と体制
- ・休学手続、承認基準

※警告や支給打ち切りの対象数や事由について公表

※具体的な仕組みについては、今後の制度設計を通じて決定。

＜機関要件への対応＞注:「報告」から読み取れる主なもの

④法令に則った財務・経営情報の開示

(1)財務諸表等の情報

- ・学校法人については、法令に則り作成した書類等をホームページ等により一般公開。
- ・その他の設置者については、上記と同様な内容・方法で、情報を開示。

(2)教育活動に係る情報

- ・専門学校については、大学等に相当する情報を開示。
- ・経営情報の一環として、外部者が参画した学校評価の結果を開示。

【参考】職業実践専門課程では、

- ・「専門学校における情報提供等の取組に関するガイドライン」に沿った情報提供。共通様式に基づいた情報公開の実施。
- ・「専修学校における学校評価ガイドライン」に沿った学校関係者評価の実施。関係者として企業等の役職員が参画。

※具体的な仕組みについては、今後の制度設計を通じて決定。

(参考) 専門学校における情報提供等の取組

■ 専門学校

学校教育法の規定

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。
(第133条で専修学校に準用)

「ガイドライン」(提供する情報の項目例として以下を例示)

- ① 学校の概要、目標及び計画(教育・人材養成目標や指導計画、経営方針、校長名、所在地、沿革 その他諸活動(防災・保健)等)
- ② 各学科(コース)等の教育(入学受入れ方針、入学者数・収容定員、在学生数、カリキュラム、成績評価基準、卒業・修了の認定基準、資格取得・検定試験合格等の実績、卒業者数、卒業後の進路 等)
- ③ 教職員(教職員数(職名別)、教職員組織、教職員の研修・研究活動等、教員専門性(職務上の実績))
- ④ キャリア教育・実践的職業教育(キャリア教育や実習・実技の取組状況、就職支援等への取組支援)
- ⑤ 様々な教育活動・教育環境(学校行事、部活動等の課外活動)
- ⑥ 学生の生活支援(学生支援への取組状況、生活上の諸問題の状況及びその対処・指導の状況、留学生・障害者等への学生支援)
- ⑦ 学生納付金・就学支援(学生納付金、経済的支援措置の内容等)
- ⑧ 学校の財務(事業報告書、貸借対照表、収支決算書、監査報告書)
- ⑨ 学校評価(自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策)
- ⑩ 国際連携の状況(※)(留学生の受入れ・派遣状況、外国の学校等との交流状況)
- ⑪ その他(※)(学則、学校運営の状況に関するその他の情報)

(※)は任意

◆ 広く一般社会に向けて提供すべき情報については、各学校のホームページに掲載するなど、誰もが比較的容易にアクセスすることが可能な方法により公表を行うことが求められる。

<機関要件として設定された以外にも>

- 学校教育法、設置基準その他の各種法令を遵守
- 適正な事務処理
 - 例) 公正な入学者選考
 - 適切な経理
 - 正確な情報提供 など
- 学生支援(就職支援等を含む)
- 学校運営の不断の改善
 - 例) 産学連携
 - 教育内容の見直し
 - 教員の資質向上
 - 積極的な情報発信 など
- 学び直しや地方創生など多様なニーズへの対応

まとめ

- 高等教育機関としての責任への対応
 - 公費投入により世間の目がより一層向けられる
 - 「学生との関係性」+「社会との関係性」
- 「負担軽減」の対象機関としての責任への対応
 - 法令遵守は当然
 - 機関要件への適合は最低限必須
 - 社会で活躍できる人材を育成していくことが責任
- 専門学校に対する信頼性
 - 学校への評価が学校種全体の信頼性に影響
 - 学校種としての信頼性が各学校への評価に影響